

制 定 平成19年9月27日19東広総企第233号副広域連合長決定  
一部改正 令和5年3月16日4東広総企第290号総務部長決定

## 東京都後期高齢者医療広域連合パブリックコメント制度の実施に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度の実施に関して必要な事項を定めることにより、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の重要な政策等（以下「計画等」という。）の形成過程において、広く一般の意見を求める機会を確保し、公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民等の参画による開かれた広域連合行政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント制度 広域連合が計画等を策定するに当たり、その案（計画等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）をあらかじめ公表し、広く住民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する広域連合長の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 住民等 次に掲げるものの総称をいう。
  - ア 広域連合の区域内に住所を有する者
  - イ 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
  - オ パブリックコメント制度を実施する計画等に利害関係を有すると認められるもの
  - カ その他広域連合長が必要と認めるもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント制度の対象となる広域連合の計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 広域計画その他議会に付すべき計画等の議案
- (2) 広域連合長の定める広域連合の基本的政策に係る計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリックコメント制度の実施が必要であると広域連合長が認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコ

メント制度を実施しないことができる。

- (1) 法令及び条例に基づき策定する計画等で、当該法令及び条例に住民等からの意見等の聴取に関する手続が定められている場合
- (2) 緊急に計画等を定める必要があるため、パブリックコメント制度を実施することが困難である場合
- (3) 住民等の意見等を考慮することについて広域連合長に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 内容が軽微なものである場合

(公表)

第5条 広域連合長は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめ計画等の案を公表し、住民等から意見等を求めなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定により案を公表するときには、関連する資料を併せて公表するよう努めるものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、広域連合長が指定する場所での閲覧及び配布並びに広域連合のホームページへの掲載の方法により行うものとする。
- 4 広域連合長は、パブリックコメント制度を実施して計画等の策定等をするに当たっては、必要に応じ、当該パブリックコメント制度の実施について周知するよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 意見等の提出期間は14日以上とし、広域連合長が定める。ただし、広域連合長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 広域連合長は、意見等の提出先、提出期間、提出方法その他意見等の提出に係る必要な事項について、計画等の案を公表するときに明示しなければならない。
- 3 意見等を提出する者は、意見等を提出するに当たり、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 次に掲げる区分に応じ、次に定める事項

- ア 第2条第2号アに該当する者 氏名及び住所
- イ 第2条第2号イに該当するもの 名称及び代表者の氏名並びに所在地
- ウ 第2条第2号ウに該当する者（同号アに該当する者を除く。） 氏名並びに勤務先の名称及び所在地
- エ 第2条第2号エに該当する者（同号アに該当する者を除く。） 氏名並びに通学先の名称及び所在地
- オ 第2条第2号オに該当するもの（同号アからエまでに該当する者を除く。） 氏名及び当該計画等に利害関係を有する理由
- カ 第2条第2号カに該当するもの 広域連合長が必要と認める事項

(2) 前号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(意思決定に当たっての意見等の考慮)

第7条 広域連合長は、提出された意見等を十分に考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要とこれらに対する広域連合長の考え方を公表しなければならない。ただし、意見等のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、広域連合の考え方を公表しないことができる。

3 広域連合長は、第1項の規定により計画等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 広域連合長は、収集した個人情報について東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例(令和5年東京都後期高齢者医療広域連合条例第1号)に従って適切に取り扱わなければならない。

2 広域連合長は、住民等から提出された意見等に東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年東京都後期高齢者医療広域連合条例第4号)第7条各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。